

記載例 ④ (分別管理及び書類管理方針書)

分別管理及び書類管理方針書

事業者名：富士山製材 株式会社
住 所：静岡市葵区追手駿府町 108
令和 年 月 日 作成

本方針書は、静岡県木材協同組合連合会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成 24 年 10 月 24 日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・分別管理を適切に行うため、工場長 杉 次郎 を「分別管理責任者」として定める。
- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス、その他の木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス、その他の木質バイオマスが混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス、その他の木質バイオマスが混在しないように加工する。
- ・チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- ・チップ等の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマスを原料として製造したチップ等、一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、その他の木質バイオマスを原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(書類管理)

- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスのそれぞれに係る原木消費量及び製品生産量を「実績報告」として取りまとめる。
- ・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう「管理簿を備え付け」適切に記載する。
- ・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、「5年間整理保管」する。

以上